

## 第42回春日井まつりフード・ショッピングエリア実施要領

### 1 目的

市民相互の融和を図る春日井まつりの趣旨に基づき、春日井市内の商店及び商業関係団体が、日頃の感謝を込めて市民を始めとするまつり来場者に対面で販売することで、消費者とのふれあいを深める場とする。

### 2 出店日時

平成30年10月20日（土）・21日（日）午前10時から午後4時まで（時間厳守）

※ 宵まつり 20日（土）午後5時30分から午後8時まで（感謝市のみ）

### 3 出店申込会場及び特徴

(1) 感謝市 … 春日井市役所庁舎南側広場

※宵まつりの出店可・移動販売車による出店不可

(2) わいわい☆ぱくぱくランド … 春日井市役所庁舎北駐車場

※移動販売車による出店可（詳細は、「6 販売品目」を参照）・春日井市商店街・  
発展会に加盟の商業者を中心とした出店

(3) 中央公園フードコーナー … 中央公園会場中央付近

※移動販売車（子ども向け内容）による出店のみ

### 4 出店資格

(1) 市内に固定した事業所又は店舗（仮設テント等は不可）を有し、常時営業活動をしている商業者であること。

(2) 次のいずれかに該当する商業者であること。

ア 春日井商工会議所の会員

イ 春日井市商店街・発展会に加盟の商業者

(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、春日井まつり実行委員会ショッピング部会（以下「ショッピング部会」という。）が必要と認める商業者

(4) 出店責任者本人がまつり当日に参加し、1小間につき1人、食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持った者が常駐すること。

※ 出店責任者とは、市内に固定した事業所又は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

(5) 調理及び製造する食品を販売する場合は、食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持つ者の管理のもと調理をすること。

※ 食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持つ者は、出店責任者の事業所又は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

※ 後日、食品衛生責任者の修了証又は調理師の免許証のコピーを提出すること。

- (6) 出店責任者本人が8月17日（金）午後3時から行われる出店責任者説明会に出席すること。（説明会当日、出店責任者本人であることを確認するため、身分証明書及び市内に固定した店舗の経営者・社員・従業員がわかるもの（名刺など）を提示していただきます。）

## 5 小間内容

- (1) 小間数 75小間以内（感謝市：テント44小間以内、  
わいわい☆ぱくぱくランド：テント24小間、移動販売車3小間以内、  
中央公園フードコーナー：移動販売車4小間以内）
- (2) 大きさ [間口] 1.5間（約2.7m）× [奥行き] 2間（約3.6m）
- (3) 設備 テント1張（机は各自で用意すること）、店舗看板、三方幕、照明、コンセント（希望店舗のみ、最大2kwまで）  
※電子レンジ、ホットプレート等の消費電力の大きいものは使用を禁止
- (4) 小間割 会場の店舗位置は、ショッピング部会において決定する。

## 6 販売品目

- (1) 出品物は出店者が日常取り扱っている商品とする。
- (2) 調理及び製造する食品の販売品目は、春日井保健所が定める「露店で調理・製造できる品目」のうち、次の品目を除いたものとする。

いか焼	トルネードポテト	果実飴
果実チョコ	きゅうり	瓶ラムネ
酒精飲料（ノンアルコールビールを含む）		
※酒類の販売は小牧小売酒販組合春日井支部のみとする		
その他主催者が適当でないと認める品目		

- (3) 物品の販売において、次の品目は販売することができない。

たばこ	BB弾等による鉄砲
くじ、ゲーム等による販売。ただし、次の条件を全て満たす場合はこの限りでない。	
ア 春日井まつりにおいて出店実績がある	
イ ショッピング部会の承認を受けている	
その他主催者が適当でないと認める商品及び販売方法	

- (4) 販売品目数は、1小間につき1品目とする。
- (5) 調理済の食品を販売する場合、販売を行う食品は、食品衛生責任者の管理のもと、飲食店営業許可、菓子製造業許可等の食品営業許可を持つ施設で製造され、包装・表示がされたものであること。
- (6) 申込小間数は最多でテント2小間+移動販売車1台とする。

## 7 申込方法

(1) 別紙「第42回春日井まつりフード・ショッピングエリア出店申込書」に必要事項を記入し、市民活動推進課内、春日井まつり実行委員会事務局まで持参、郵送又はE-mail（申込書をPDF形式に変換して送信するとともに、電話にて送信したことを連絡してください）にて提出。（FAXでの申し込みは、受付しない。）

(2) **申込期限 平成30年7月31日（火）必着**

※出店者の情報は春日井まつり実行委員会及び春日井市観光コンベンション協会において共有する。

## 8 出店者の選考

### (1) 仮決定

出店者の仮決定は、過去の出店回数、販売品目及び販売価格等を考慮し、ショッピング部会で選考した後、選考結果を文書で通知する。

### (2) 本決定

春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式に出店を認める。

## 9 出店料等

(1) 1小間 30,000円

（出店小間料 20,000円、販売促進にかかる出店者負担金 10,000円含む）

（出店者負担金により、昨年はパフォーマー・ステージ・抽選会を実施）

(2) コンセント使用料は、1個につき 3,000円とする。（最大2kwまで）

## 10 出店等注意事項

(1) 名義貸しが判明した場合は、直ちに出店を取り消す。

(2) 出店料は出店責任者説明会時に納入すること。

(3) まつり当日の従事者は、出店届出書に記入した者に限る。また、主催者が発行する「従事者証」を必ず着用すること。

(4) 調理及び製造する食品を販売する場合

ア 食品営業許可等が必要な店舗は、保健所の指示を遵守すること。

イ 食品営業許可証の営業区域（営業所の所在地）は、まつり会場（春日井市鳥居松町5丁目 春日井市役所周辺）を含む区域であること。

ウ 許可申請等に必要の費用は、出店申請責任者で負担すること。

エ 食品営業許可証は、店舗内の見やすい場所に必ず掲示すること。

オ 調理をする際は、必ずシート等を敷き、汚れを防止し、汚損した場合は原状復旧を行うこと。

カ 春日井保健所が定める「露店の施設基準」に従い、衛生管理等を徹底すること。

キ 食品を入れるトレイは、極力紙トレイを使用し、やむを得ず発泡トレイを使用する場合は、色つきの発泡トレイを使用すること。

(5) 高校生以下は従事させないこと。

(6) 火気取り扱い店舗については、必ず消火器を常備し、調理機器と燃料等を遠ざける店舗配置をするとともに、燃料等は固定措置を施すこと。

また、消防による立ち入り検査を受けること。

(7) 出店者はゴミを全て持ち帰ることとし、従事者全員で場内清掃美化に協力すること。

(8) 食品営業に係る賠償保険に加入すること。

(9) 出店届出書等の提出物は定められた期限を厳守すること。

(10) 午前 10 時から午後 4 時までの営業時間を厳守すること。また、宵まつり出店者は午後 5 時 30 分から午後 8 時までの営業時間も厳守すること。

(11) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。

(12) 一度納入された出店料は原則返金しない。

## 11 出品物の搬入出

(1) 搬入は、10月20日(土)、21日(日)の両日とも、午前9時までとする。

※ 10月19日(金)、午後5時から午後7時までは機材搬入のみ可(食材は不可)  
(ただし、搬入品については、出店者の責任において管理すること。)

(2) 搬出は、10月20日(土)、21日(日)の両日とも、午後4時30分からとする。

## 12 出店者による監視

(1) 主催者の他に適正に運営されているか監視するエチケット委員を出店者の中から選任する。

(2) エチケット委員は、出店者が適正に運営しているかチェックする。

(3) 主催者及びエチケット委員から注意を受けた出店者は、直ちに改善すること。その指示に従わない出店者は、その場で出店を取り消す場合がある。